

資料 1

米子市下水道事業運営審議会委員名簿

委員構成

区分1	区分2	氏名	所属等	役職	備考
1号	学識経験者	ふかだ みか 深田 美香	鳥取大学医学部 保健学科	教授	
		すみ わたる 鷺見 渉	中国公認会計士会 米子支部		
2号	各種団体代表者	もりた あきふみ 森田 晶文	米子商工会議所 青年部	副会長	
		ふくもと かずひろ 福本 一宇	皆生温泉旅館組合	理事	
		かわもと むつみ 河本 六美	米子市連合婦人会	会長	
3号	使用者	いなた ようこ 稲田 陽子	公共下水道使用者		
		まつだ みほこ 松田 美保子	農業集落排水使用者		
4号	前3号に掲げる者のほか、 市長が適当と認める者	さきなだ たつや 先灘 達也	未整備地区住民		
		とくおか ひろあき 徳岡 広昭	公募委員		
計9名	(男： 5名 ・ 女： 4名)		青年層委員 (50歳未満) : 3名		

委員任期：令和4年8月18日から令和6年3月31日まで

令和 4 年 3 月 3 0 日 公布

令和 4 年 4 月 1 日 施行

米子市下水道事業運営審議会条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、米子市下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 下水道事業の計画に関すること。
- (2) 公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、下水道事業の運営に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 1 2 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 本市の公共下水道及び農業集落排水施設の利用者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決するこ

とができない。

4 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の米子市下水道使用料等審議会条例第3条第2項の規定により委嘱された米子市下水道使用料等審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の米子市下水道事業運営審議会条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項の規定により米子市下水道事業運営審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該米子市下水道事業運営審議会の委員に委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第3条第3項の規定にかかわらず、同日から次項の規定により米子市下水道事業運営審議会にされた諮問とみなされる諮問に係る審議が終了する日までとする。

3 この条例の施行前に米子市下水道使用料等審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、米子市下水道事業運営審議会にされた諮問とみなす。

(米子市下水道事業運営審議会の委員の任期の特例)

4 この条例の施行の日以後最初に委嘱される米子市下水道事業運営審議会の委員（附則第2項の規定により米子市下水道事業運営審議会の委員に委嘱されたものとみなされる者を除く。）の任期は、改正後の条例第3条第3項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

米子市の下水道

令和3年度末 整備状況

げすいどう めぐりめぐって またあおう！

(令和4年度の下水道推進標語)

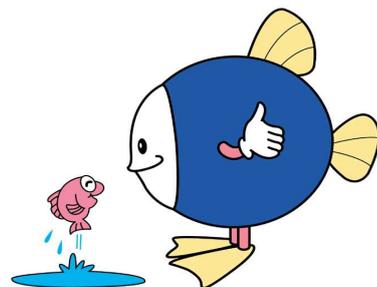


ドクターマンホール

米子市下水道部

目 次

	ページ
1 汚水処理人口普及状況	1
2 公共下水道事業の整備状況	2
3 農業集落排水事業の整備状況	3
4 処理施設	4
(参考) 公共下水道事業の概要	5
5 浄化槽の普及状況	6



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

1 汚水処理人口普及状況

(1) 汚水処理人口普及状況

令和4年3月31日現在

処理方法	行政人口 146,108 人				摘 要
	整備済人口	普及率	水洗化人口	水洗化率	
		[区域内普及率]			
公共下水道 区域内人口:130,514 人	106,119 人	72.6% [81.3%]	96,228 人	90.7%	昭和44年度事業開始
農業集落排水 区域内人口:13,845人	13,845 人	9.5% [100.0%]	12,144 人	87.7%	平成2年度事業開始
合併浄化槽	14,121 人	9.7%	14,121 人	100.0%	公共下水道・農業集落排水整備済区域の合併浄化槽を除く
合 計	134,085 人	91.8%	122,493 人	91.4%	

※普及率 = 整備済人口 / 行政人口

※区域内普及率 = 整備済人口 / 区域内人口

※水洗化率 = 水洗化人口 / 整備済人口

(2) 水洗化戸数率状況

令和4年3月31日現在

処理方法	整備済戸数			摘 要
	整備済戸数	水洗化戸数	水洗化戸数率	
公共下水道	34,755 戸	31,385 戸	90.3%	昭和44年度事業開始
農業集落排水	5,069 戸	4,465 戸	88.1%	平成2年度事業開始
合 計	39,824 戸	35,850 戸	90.0%	

※水洗化戸数率 = 水洗化戸数 (供用開始区域の下水道接続済み戸数、仮つなぎ含む) / 整備済戸数 (接続可能戸数 - 空家倉庫)

(参考) 汚水処理人口普及率

	汚水処理人口普及率	普及率 (公共下水道)	
全国の普及率	92.1%	80.1%	(令和2年度末)
鳥取県の普及率	95.0%	73.0%	(令和2年度末)
鳥取市の普及率	97.9%	80.6%	(令和2年度末)
倉吉市の普及率	95.9%	79.8%	(令和2年度末)
境港市の普及率	88.2%	82.0%	(令和2年度末)
米子市の普及率	90.9%	71.6%	(令和2年度末)

2 公共下水道事業の整備状況

令和4年3月31日現在

		内浜処理区	外浜処理区	淀江処理区	合 計
全 体 計 画 面 積	A	2,315 ha	2,514 ha	342 ha	5,171 ha
整 備 対 象 積	B	1,563 ha	1,713 ha	280 ha	3,556 ha
事 業 計 画 面 積	C	1,518 ha	1,314 ha	280 ha	3,112 ha
整 備 面 積	D	1,307.8 ha	1,057.9 ha	270.3 ha	2,636.0 ha
事業計画区域 の整備率	D/C	86.2%	80.5%	96.5%	84.7%
整 備 済 口	E	50,204 人	47,427 人	8,488 人	106,119 人
人 口 普 及 率	E/G	—	—	—	72.6%
水 洗 化 口	F	46,484 人	42,033 人	7,711 人	96,228 人
水 洗 化 率	F/E	92.6%	88.6%	90.8%	90.7%
行 政 人 口	G	—	—	—	146,108 人
供 用 開 始 日		S49.10.1	S55.11.1	H12.4.1	

3 農業集落排水事業の整備状況

令和4年3月31日現在

地区名	施工年度	供用開始 年 月 日	① 現況の 定住人口	② 水洗化 人口	水洗化率 ②÷①
尚 徳	H3～7	H7.9.1	916 人	867 人	94.7%
五 千 石	H5～9	H9.10.1	881 人	836 人	94.9%
成 実 第 1	H6～10	H10.10.1	1,455 人	1,361 人	93.5%
尚 徳 第 2	H7～10	H10.12.1	329 人	315 人	95.7%
成 実 第 2	H7～10	H10.11.1	566 人	514 人	90.8%
大 高 第 1	H8～12	H12.10.1	587 人	548 人	93.4%
春 日	H11～18	H18.9.1	2,498 人	2,147 人	85.9%
伯 仙	H12～19	H20.4.1	4,713 人	3,806 人	80.8%
巖	H14～18	H18.12.1	775 人	692 人	89.3%
旧米子市 小 計			12,720 人	11,086 人	87.2%
福 岡	H2～5	H6.4.10	185 人	181 人	97.8%
本 宮	H4～5	H6.4.10	76 人	75 人	98.7%
福 井	H6～11	H11.6.21	864 人	802 人	92.8%
旧淀江町 小 計			1,125 人	1,058 人	94.0%
合 計			13,845 人	12,144 人	87.7%

4 処理施設

(1) 公共下水道

① 処理場(3か所)

- ・内浜処理場(内浜処理区)

中海の水質浄化のため、窒素・リンを除去する高度処理施設を増設
(平成14年4月供用開始)

- ・皆生処理場(外浜処理区)
- ・淀江浄化センター(淀江処理区)

② 中継ポンプ場(8か所)

- ・中央ポンプ場(内浜処理区)
- ・富益団地ポンプ場(内浜処理区)
- ・祇園ポンプ場(内浜処理区)
- ・大谷ポンプ場(内浜処理区)
- ・新加茂ポンプ場(内浜処理区)
- ・青木ポンプ場(内浜処理区)
- ・上福原ポンプ場(外浜処理区)
- ・西福原ポンプ場(外浜処理区)

③ マンホールポンプ場(49か所)

- ・旧米子市(33か所)
- ・旧淀江町(16か所)

④ 真空ステーション(1か所)

- ・観音寺地区真空ステーション

(2) 農業集落排水

① 汚水処理施設(12か所)

- ・旧米子市 9か所
(尚徳、五千石、成実第1、尚徳第2、成実第2、大高第1、春日、伯仙、巖)
- ・旧淀江町 3か所
(福岡、本宮、福井)

② マンホールポンプ場(92か所)

- ・旧米子市(78か所)
- ・旧淀江町(14か所)

(3) コミュニティプラント等

① 汚水処理施設(1か所)

- ・流通団地汚水処理場

(参考)公共下水道事業の概要

令和4年3月31日現在

処 理 区 名		内浜処理区	外浜処理区	淀江処理区	合計
処 理 場 名		内浜処理場	皆生処理場	淀江浄化センター	
所 在 地		米子市安倍 300番地	米子市皆生温泉 三丁目18番2号	米子市淀江町 小波1099番地1	
処理場敷地面積		89,800 m ²	34,020 m ²	27,400 m ²	
放 流 先		中海	美保湾(日本海)	二級河川塩川	
放流先環境基準		湖沼A	海域A(口)	-	
処理方式	全体	凝集剤添加活性汚泥循環変法 +砂ろ過	標準活性汚泥法	オキシデーショondiッチ法	
	事業計画	凝集剤添加活性汚泥循環変法 +砂ろ過	標準活性汚泥法	オキシデーショondiッチ法	
	現況	標準活性汚泥法及び 凝集剤添加活性汚泥循環変法	標準活性汚泥法	オキシデーショondiッチ法	
認 可 年 月 日		昭和44年5月10日	昭和44年5月10日	平成6年9月20日	
事 業 着 手 年 度		昭和44年度	昭和49年度	平成6年度	
供 用 開 始 年 月 日		昭和49年10月1日	昭和55年11月1日	平成12年4月1日	
排 除 方 式		分流式 (一部合流式)	分流式	分流式	
計画処理 区域面積	全体	2,315 ha	2,514 ha	342 ha	5,171 ha
	事業計画	1,518 ha	1,314 ha	280 ha	3,112 ha
計画処理 区域内人口	全体	52,142 人	69,824 人	8,523 人	130,489 人
	事業計画	56,174 人	56,459 人	8,111 人	120,744 人
計画 処理能力 (日最大)	全体	27,700 m ³ /日	40,100 m ³ /日	3,500 m ³ /日	71,300 m ³ /日
	事業計画	29,700 m ³ /日	33,200 m ³ /日	3,300 m ³ /日	66,200 m ³ /日
	現況能力	41,520 m ³ /日	33,200 m ³ /日	3,400 m ³ /日	78,120 m ³ /日
計画 放流 水質	BOD	11.0 ppm	15 ppm	15 ppm	
	T-N(全窒素)	11.2 ppm	- ppm	- ppm	
	T-P(全燐)	0.8 ppm	- ppm	- ppm	

5 浄化槽の普及状況

(1) 浄化槽使用人口

令和4年3月31日現在

区域	合併浄化槽	単独浄化槽	合計
公共下水道	2,103 人 (+ 223)	3,820 人 (- 62)	5,923 人 (+ 161)
農業集落排水	305 人 (- 6)	317 人 (- 15)	622 人 (- 21)
公共下水道及び 農業集落排水 整備済区域外	14,121 人 (- 278)	7,033 人 (- 728)	21,154 人 (- 1,006)
全区域	16,529 人 (- 61)	11,170 人 (- 805)	27,699 人 (- 866)

(前年比)

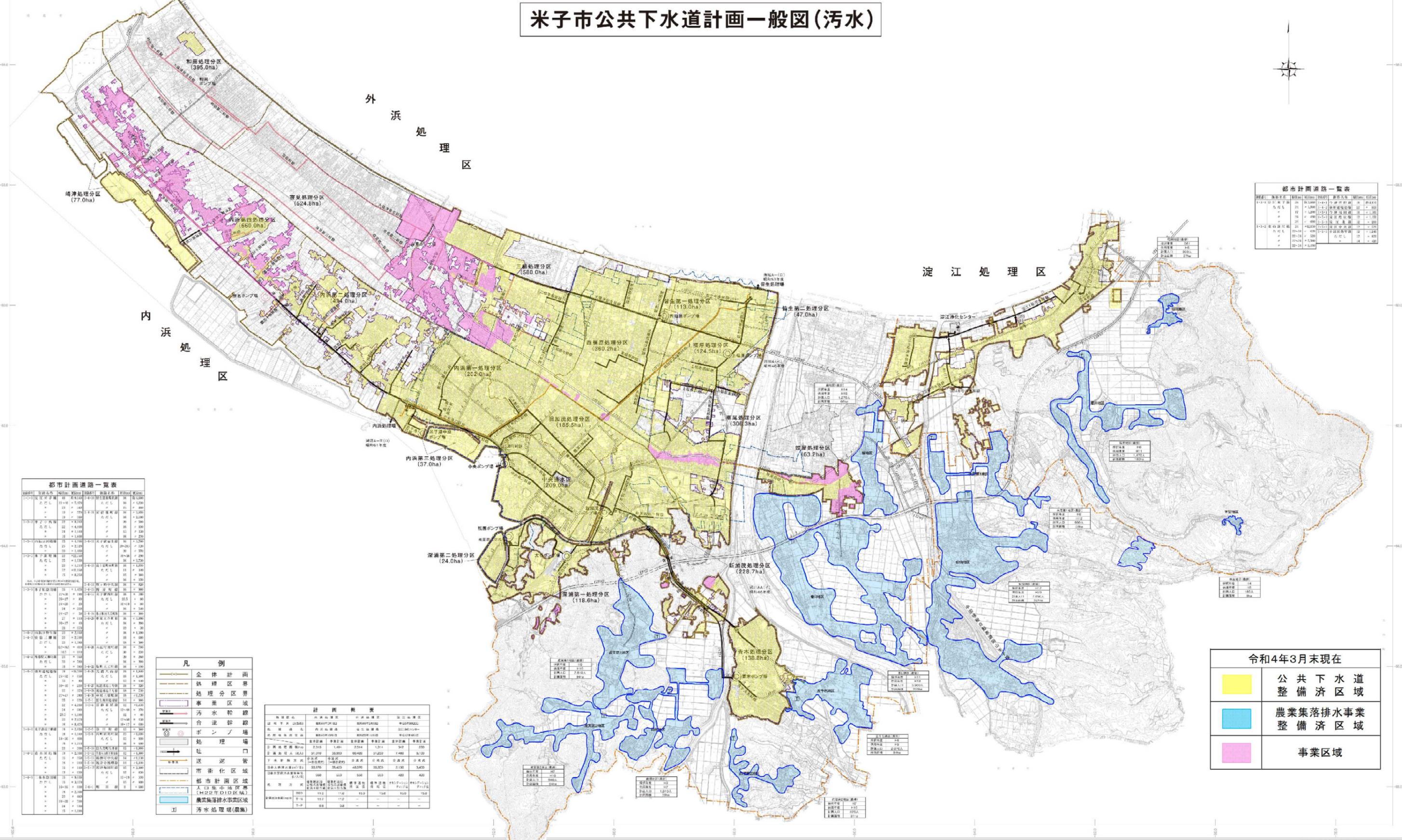
(2) 浄化槽基数

令和4年3月31日現在

区域	合併浄化槽	単独浄化槽	合計
公共下水道	305 基 (- 35)	1,170 基 (- 51)	1,475 基 (- 86)
農業集落排水	68 基 (- 2)	113 基 (- 6)	181 基 (- 8)
公共下水道及び 農業集落排水 整備済区域外	3,764 基 (+ 170)	2,914 基 (- 128)	6,678 基 (+ 42)
全区域	4,137 基 (+ 133)	4,197 基 (- 185)	8,334 基 (- 52)

(前年比)

米子市公共下水道計画一般図(汚水)



都市計画道路一覧表

道路番号	道路名称	延長(m)	幅員(m)	種別	備考
1-1-1	田代町	24	24.00	1-1-1	旧市道
1-1-2	田代町	21	24.00	1-1-2	旧市道
1-1-3	田代町	17	24.00	1-1-3	旧市道
1-1-4	田代町	14	24.00	1-1-4	旧市道
1-1-5	田代町	11	24.00	1-1-5	旧市道
1-1-6	田代町	8	24.00	1-1-6	旧市道
1-1-7	田代町	5	24.00	1-1-7	旧市道
1-1-8	田代町	2	24.00	1-1-8	旧市道

都市計画道路一覧表

道路番号	道路名称	延長(m)	幅員(m)	種別	備考
1-1-1	田代町	24	24.00	1-1-1	旧市道
1-1-2	田代町	21	24.00	1-1-2	旧市道
1-1-3	田代町	17	24.00	1-1-3	旧市道
1-1-4	田代町	14	24.00	1-1-4	旧市道
1-1-5	田代町	11	24.00	1-1-5	旧市道
1-1-6	田代町	8	24.00	1-1-6	旧市道
1-1-7	田代町	5	24.00	1-1-7	旧市道
1-1-8	田代町	2	24.00	1-1-8	旧市道

凡例

- 全体計画
- 処理区界
- 処理分界
- 事業区域
- 汚水幹線
- 合流幹線
- ポンプ場
- 処理場
- 社
- 送泥管
- 市街化区域
- 都市計画区域
- 人口集中高区域 (H22年DID区域)
- 農業集落排水事業区域
- 汚水処理場(農集)

計画概要

項目	計画区域	計画外区域	計	単	計	単
計画区域	2,315	1,484	2,314	1,214	342	250
計画外区域	21,219	20,919	60,420	21,202	7,400	3,120
計	23,534	22,403	62,734	22,416	7,742	3,370
単	1,177	1,177	3,714	1,177	1,177	1,177

令和4年3月末現在

公共下水道整備済区域	14
農業集落排水事業整備済区域	10
事業区域	14

不詳複製 米子市役所

鳥取県